

＜精華町第3次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画＞

| 現行計画（基本計画）の構成 | 本計画 構成案 | 章の機能 |
|--|--|---|
| 第1章 この計画について 1 計画策定の趣旨 2 法的根拠 3 計画の位置づけと計画期間 4 計画の対象 | 第1章 計画の概要 1. 計画策定の趣旨 2. 障害者支援に関する近年の国の政策動向 3. 法的根拠と計画の位置づけ 4. 計画の期間 5. 計画の策定方法 | 計画の位置づけを規定する |
| 第2章 町の障害福祉に係る概況と課題 1 人口動態 2 障害者手帳所持者の概況 3 自立支援医療における支給認定の概況 4 特別支援教育の概況 5 山城南圏域の社会資源の概況 6 住民の意識 7 計画課題 | 第2章 本町の障害福祉に係る概況と課題 1. 統計からみる概況 2. 各種調査結果からみる状況 (1) 障がいのある人対象アンケート調査 (2) 障害福祉分野で活動している事業所調査 | 統計データや調査結果など概況把握に係る内容を記載する。 |
| 第3章 原則・理念と計画目標 1 3つの原則 [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止 [2] 自己決定と自己選択の尊重 [3] 地域共生社会づくり 2 基本理念 「障がいがあってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町」 3 計画目標 [1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる [3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている | 第3章 計画の基本的な考え方 1. 3つの原則 [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止 [2] 自己決定と自己選択の尊重 [3] 地域共生社会づくり 2. 基本理念 「誰も取り残されない すべての町民が自分らしく生活し輝けるまち精華町」 3. 計画目標 [1] 認め合い、支え合い、その人らしく発達・成長し、輝ける [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる [3] 誰もが輝ける地域共生社会が実現できる 4. 施策体系 | 基本理念や原則、計画目標を共有する |
| 第4章 目標ごとの施策 1 施策の体系 [1] (1) 支援が必要な子どもへの早期対応 [1] (2) 保育・教育、放課後対策の充実 [1] (3) 社会参加・就労の促進 [2] (4) 相談支援の充実 [2] (5) 日常生活の支援 [2] (6) 安全・安心の確保 [3] (7) 一人ひとりを大切にする地域づくり [3] (8) 地域福祉を担う人づくり [3] (9) ユニバーサルなまちづくり 2 具体的な施策 | 第4章 障害者基本計画 目標1 認め合い、支え合い、その人らしく発達・成長し、輝ける (1) 一人ひとりを大切にする地域づくり (2) 支援が必要な子どもへの早期対応 (3) 保育・教育、放課後対策の充実 目標2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる (4) 町役場窓口における相談対応等の充実 (5) 日常生活の支援 (6) 安心・安全の確保 (7) ユニバーサルなまちづくり 目標3 誰もが輝ける地域共生社会が実現できる (8) 地域福祉を担う人づくり (9) 社会参加・就労の促進 ※今回の計画では、地域共生社会の実現（地域で誰もが役割をもち、住み慣れた地域で住み続けられる社会）を視点に、基本目標内の施策を再編しています | 計画期間に行うことを示す |
| 第5章 計画の推進 1 精華町地域障害者自立支援協議会の役割 2 計画の進行管理 3 山城南圏域・京都府との連携 | 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画 ※成果目標と活動指標等を掲載 | 現行：計画推進の体制等について示す 本計画：障害福祉計画・障害児福祉計画の内容を記載 |
| 資料編 | 第6章 計画の推進 | |
| | 資料編 | |